

報告事項 22

令和2年11月10日 第1回医療救護専門委員会決定事項

いちごー会とちぎ国体本大会 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、いちごー会とちぎ国体 医療救護基本計画に基づき、いちごー会とちぎ国体（以下「大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

（1）県委員会

- ア 総合開・閉会式会場における医療救護
- イ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

（2）会場地委員会

- ア 競技会場及び練習会場における医療救護
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- ウ 宿泊施設における医療救護

4 救護本部及び救護所の設置

県委員会及び会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部及び救護所を設置する。

5 救護班の配置

- （1）救護所には、救護班を配置する。
- （2）救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた編成とする。
- （3）救護班は、傷病者に応急処置を行い、必要に応じて医療機関に搬送する。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- （1）救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- （2）ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- （3）救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が、それぞれ別に定める。